

「八王子市乳幼児期の教育・保育に関する方針」の一部改定の概要

1. 「八王子市乳幼児期の教育・保育に関する方針」について

八王子市における幼児教育・保育に関する方向性を示し、本市で育つすべての子どもが、将来に渡って幸せな状態(ウェルビーイング)で過ごすことのできる環境づくりを推進するため、**令和7年(2025年)4月に「八王子市乳幼児期の教育・保育に関する方針」を策定した。**

3 持続可能な幼児教育・保育体制の確保(11,12ページより抜粋)

子ども・若者育成支援計画(令和2年度から令和6年度)において、質の高い幼児教育・保育を一体的に提供することを目的に、「認定こども園の設置支援」を掲げ、設置を推進してきました。

就学前児童数の減少に伴い、認可保育所から移行した場合も、幼稚園から移行した場合も、互いの需要と競合し、幼児教育・保育施設の経営にも影響を与えることから、**今後の認定こども園移行については慎重に検討することとします。**

認定こども園施策の方向性を慎重に検討するにあたり、外部専門家や有識者等の様々な視点から丁寧かつ慎重に審議するため、社会福祉審議会(児童福祉専門分科会)へ諮問した。

2. 「社会福祉審議会(児童福祉専門分科会)」の答申(別紙2)

社会福祉審議会(児童福祉専門分科会)に諮問を行い、計4回審議(令和7年(2025年)4月～6月)された。

- (1) 幼児教育・保育の提供と認定こども園の設置状況
- (2) 幼児教育・保育の質の向上に関する施策の取組状況
- (3) 社会環境の変化を踏まえた教育・保育提供体制の確保方策

答申
(抜粋)

認定こども園の設置支援の推進は一時的に休止せざるを得ないと判断する。ただし、「八王子市子ども・若者育成支援計画」の策定にあわせ、5年ごとに施策の方向性を確認していくことが望ましい。

3. 答申及び検討を踏まえた方針の一部改定(別紙3)

教育・保育の提供体制の整備、質の向上を目的とした様々な取組の展開、就学前児童数の減少傾向を踏まえた既存施設の持続的な運営体制を確保するため、認定こども園に関する部分について、次のとおり一部改定し、令和7年(2025年)11月に公表する。

一部改定の内容(11ページ、12ページより抜粋)

認定こども園の新たな認可・認定は休止することとします。

ただし、変化する社会環境に対応するため、「八王子市子ども・若者育成支援計画」の策定にあわせ、5年ごとに施策の方向性の確認を行います。また、社会環境の変化が生じた場合など、必要に応じて、5年の期間に限らず、施策の方向性について検討を行います。

なお、幼児教育・保育の一体的な提供については、施設類型にかかわらず、幼児教育・保育の質の向上を図る様々な取組を実施しており、認定こども園への移行に代わる形で、質の高い幼児教育・保育の提供が可能となっています。今後も引き続き、幼児教育・保育の質の向上に関する取組を推進していきます。